

和歌山県知事

様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

リサイクル製品認定申請書

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請区分 (該当する区分にチェック)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新規以外 (認定番号: —)				
申請者の事業区分 (該当する区分にチェック)	<input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 販売				
品 目	肥料、舗装資材、配管材など、 品目名を記入	名 称	販売時の製品名を記載		
用 途	製品の使用方法を簡潔に記載してください。				
寸 法	縦〇〇mm、横〇〇mm、高さ〇 〇mm など製品の寸法	重 量	製品一つあたり〇〇g		
年間製造量	1年間に製造、加工される量 (単位: 個、kg、㎡など)	供給可能地域	「県内全域」「〇〇周辺」な ど県内で供給可能な地域を 記入		
価 格	製品の販売価格	販売開始年月日	(すでに販売され、安全に 利用されていることが認定 要件の一つです。)		
材料の内訳	材料の名称	材料の製造元 (納入元)		構成比	
		名称	製造事業場所在地		
	県内生産	間伐材	自社	〇〇市〇〇	60%
		〇〇〇	▽▽(株)	△△市△△	10%
	県外生産	△△△	(株)□□	□□県□□市□□	30%
合 計				100%	
製造加工事業者	名 称				
	主たる事務所の所在地				
	事業場の名称				
	事業場の所在地				
製造又は加工の方法	(循環資源を調達し、リサイクル製品へ製造・加工されるまでの工程を具体的に記入してください。申請書の添付書類である「工程フロー図」に記入していただいても構いません。その際、本欄には「別添「〇〇製造工程図」などと記入してください。)				

今年度末で認定期間が終了する認定製品で更新申請する場合は、「新規以外」にチェックしてください。

「申請者の事業区分」で「販売」にチェックをした場合、製品を製造・加工している事業者の情報を必ず記入してください。

配合率基準該当状況 (規則第2条第2項 第3号ア)	有・無	エコマーク商品の認定に係る商品類型 (類型番号等：) (配合率基準： %) (申請製品の配合率： %)
製造等に当たり遵守 している法令等 (条例第5条第1項第2号)	有・無	(法令等名： 製造、加工、販売にあたり、遵守すべき法令等がある場合は記入し てください。但し、すべての製品に該当するような一般的法令等は 記入する必要はありません。)
県産要件該当状況 (規則第8条第1項各号)	有・無	(1) リサイクル製品の原材料となる材料が主に県内で生産されたものであること。
	有・無	(2) リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。
	有・無	(3) 県内に主たる事務所を置く事業者が製造し、又は加工したものであること。
添付資料 (添付した資料に チェック)		<input type="checkbox"/> リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図 <input type="checkbox"/> リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類 <input type="checkbox"/> リサイクル製品の安全性が認定基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> リサイクル製品の規格が認定基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> リサイクル製品 (サンプル) <input type="checkbox"/> リサイクル製品の写真 <input type="checkbox"/> リサイクル製品の説明書 <input type="checkbox"/> リサイクル製品を製造し、又は加工した者から承諾を得たことを示す書類 <input type="checkbox"/> 規則第2条第1項第4号の要件に適合していることを証する書類 <input type="checkbox"/> その他審査に必要な資料 (資料名：)
その他		他の制度 (例：他府県のリサイクル製品認定など) を受けているなど、特記事項があれば記入してください。

担当者連絡先	氏名		E-mail	
	電話番号		FAX 番号	

**認定申請後、必要に応じて内容確認等を行うことがあります。
その際、対応できる担当者を記入してください。**

【添付書類について】

- (1) リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図
- (2) リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類
循環資源を原材料にしてリサイクル製品が製造・加工されるまでの工程をフロー図で表した書類を添付してください。
- (3) リサイクル製品の安全性及び規格が認定基準に適合することを証明する書類
〔安全性〕
製品に含まれる重金属等が土壌に溶出する可能性がある場合は、環境基本法第16条第1項の規定による土壌の汚染に関する環境基準（平成3年環境庁告示第46号）に適合することを証明する検査結果等の書類（写しでも可）を添付してください。
〔規格〕
製品に関して、JIS規格や県共通仕様書に規格が存在する場合は、当該規格に適合していることを証明する書類（写しでも可）を添付してください。
- (4) 当該リサイクル製品及び説明書
持込が困難な場合は、サンプル若しくは写真
- (5) その他、参考となる書類
（廃棄物処理法に基づく各種許可証の写し ※ただし、許可がない場合は不要、会社案内、パンフレット等）

●該当する申請者のみ

- (6) 販売業者が申請する場合は、製造・加工を行う事業者の承諾を得たことを示す書類
- (7) 認定要件の(4)にあたる、デザイン又は機能の独創性等の認定基準に該当するとして申請する場合は、それを具体的に説明する書類

※その他、製品によっては追加の資料をお願いする場合がありますので、ご了承ください。